

※本紙に手書きでご記入の場合はPDF形式に変換のうえ、e-mail：kouriten@ofsi.or.jpあてにお送りください。

第35回優良経営食料品小売店等表彰事業 応募申込書

店舗・組合等の名称

当該表彰事業の趣旨に賛同し、参加を申し込みます。

令和 年 月 日

(ふりがな) 店舗名・組合等名

〒

店舗・事務所所在地

TEL

ホームページ

E-mail

(ふりがな) 代表者 役職・氏名

(ふりがな) 担当者 役職・氏名

推薦団体名

左記の小売店または組合・商店街等は当該表彰事業の趣旨に合致すると認められるので推薦します。

令和 年 月 日

(ふりがな) 団体名

(ふりがな) 代表者 役職・氏名

(ふりがな) 担当者 役職・氏名

〒

住 所

TEL

E-mail

小売業部門（組合・商店街部門の方は記載不要です）

業種

☐ ①専門食料品小売業

☐ ②総合食料品小売業

☐ 1.青果

☐ 8.パン

☐ 14.米菓

☐ 2.鮮魚

☐ 9.和・洋菓子

☐ 15.漬物

☐ 3.食肉

☐ 10.麺

☐ 16.茶等

☐ 4.花き

☐ 11.豆腐

☐ 17.その他（

☐ 5.酒類

☐ 12.蒲鉾

☐ 6.牛乳

☐ 13.惣菜

業務形態

①食料品小売売上
(花き、業務用納め含む・②は除く)

②農業・漁業・製造業・卸売業・飲食店・イトイン・委託販売・煙草・燃料・雑貨品等

%

%

②における詳細

(

)

経営形態

☐ 1.同一会社

☐ 2.別会計

許可業種の場合の営業許可等

☐ 有 → 該当業種(品目)

☐ 無

☐ 1.魚介類

☐ 2.食肉

☐ 3.乳類

☐ 4.生菓子

☐ 5.惣菜

☐ 6.弁当

☐ 7.米

☐ 8.酒

☐ 9.食品製造

☐ 10.移動販売

☐ 11.その他(

)

過去3年以内の行政的制裁処分有無(JAS法・容器包装リサイクル法・食品衛生法など)

☐ 有 (

)

☐ 無

従業員数内訳

店主・専従役員

家族従業員

雇用従業員

パート(注)

計

男

女

計

創業年月

(西暦又は元号) 年

過去の受賞履歴(当表彰事業及び他団体)

(西暦又は元号) 年

(表彰名又は賞名)

↑支店がある場合は、本支店合計の人数を記入して下さい。
(注)パートは8時間勤務で1人として計算
例:1日4時間勤務のパート2名でパート1人として換算

組合・商店街等共同活動部門（小売業部門の方は記載不要です）

設立年

(西暦又は元号) 年

当機構からの文書送付先(連絡が取れるところ)

☐ 1.組合等事務所

☐ 2.代表者店舗

☐ 3.担当者店舗

組織の種類

☐ 1.事業協同組合

☐ 2.企業組合

☐ 3.協同組合

☐ 4.商工組合

☐ 5.商店街振興組合

☐ 6.その他(

)

代表者店舗住所

〒

TEL

Email

業種

担当者店舗住所

〒

TEL

Email

業種

組合員等の業種内訳

①青果

②鮮魚

③食肉

④その他食料品
(①②③以外)

⑤花き

⑥総合食料品

⑦その他

合計

設立時

店

店

店

店

店

店

店

現在

店

店

店

店

店

店

店

※「④その他食料品」とは、酒類・牛乳・米穀・パン・菓子・麺・蒲鉾・煮豆・惣菜・茶等を指す。

過去の受賞履歴(当表彰事業及び他団体)

(西暦又は元号) 年

(表彰名又は賞名)

お手元に控えを必ず残して下さい。

第35回

優良経営食料品小売店等表彰

募集期間 令和7年5月12日～令和7年6月30日

魅力や活気にあふれた食料品店、商店街を大募集！

食流機構

検索

趣旨

独創的な経営技術を駆使し、優れた経営成績を上げている全国の中小の食料品小売店、花き小売店および食品流通の効率化、環境対策、地域活性化等を共同で展開する組合等を発掘し表彰することにより、食料品小売事業者等の意欲の向上と食料品小売業界の発展に寄与することを目的として本表彰事業を実施します。

各賞の紹介

■農林水産大臣賞

総合的に優秀な経営技術と経営成績であること

■農林水産省大臣官房長賞

優秀な経営技術と経営成績であること

■日本経済新聞社賞

革新的な経営技術であること

■日本政策金融公庫総裁賞

地域活性化に貢献していること

■食品等流通合理化促進機構会長賞

優良な経営技術と経営成績であること

■食品等流通合理化促進機構会長奨励賞

良好な経営技術と経営成績であること

＜令和6年度 農林水産大臣賞受賞店＞

【青果（果実加工品）】

株式会社果実工房新SUN

ーフルーツガーデン新SUNー

(佐賀県佐賀市)

優れた果物をお客様に届け続け、信頼される果実店

【鮮魚】

有限会社渡辺鮮魚店

(新潟県新潟市中央区)

仕入れに妥協せず美味しい魚を届けるためにチャレンジし続ける鮮魚店

【パン】

山から株式会社

ーパンとおやつ 奥阿賀コンビリーー

(新潟県東蒲原郡阿賀町)

弱みから強みへ考え方を転換し、地域住民とともに地域産物を届ける店

<https://www.ofsi.or.jp/concours/rireki/> に過去受賞店の詳細を掲載しています。

■主催

公益財団法人 食品等流通合理化促進機構

■後援

農林水産省 日本経済新聞社 日本政策金融公庫

募集対象

<小売業部門>

- ・専門食料品小売業（生鮮食品、加工食品及び花き）
- ・総合食料品小売業

<組合・商店街等共同活動部門>

食品流通の効率化、環境対策、地域活性化等のために共同事業に取り組んでいる組合など。

>>小売業部門応募資格

①法人または個人が経営する独立店舗であること。		
②営業許可又は販売の届出が必要な業種にあっては、当該許認可及び販売届出の手続をとっていること。		
③対面販売をしている小売業の実店舗があること。		
④従業員数がおおむね 50 人以下であること。 ※パート・アルバイトは8時間で1人とする。		
⑤食料品及び花きの小売売上が決算書売上高全体の 50%以上であること。		
決算書の売上高全体において	< A >小売と見なすもの = 審査対象とするもの ・対面販売（実店舗に限る） ・通信販売 ・催事販売 ・移動販売 ・宅配 ・業務用おさめ（近隣の飲食店、宿泊施設、学校、病院などへ食材としておさめている）	50%以上あること
	< B >小売と見なさないもの = 審査対象としないもの ・小売店に併設する飲食店 ・イートインコーナーにおけるドリンク等のメニュー ・併設している小売店と関連のない製造業、卸売業 ・百貨店やスーパー、道の駅に販売を委託しているもの（ただし自店員常勤の場合は支店扱いとするため除く） ・農業、漁業、不動産、燃料、宿泊施設の売上 ・自社商品、仕入商品問わず食料品以外の売上（ただし総合食料品店や< A >とのコラボ商品等は除く）	50%未満であること
・ < A >の中でも実店舗における対面販売を基本とし、その他の販売形態については、対面販売をどのように補完する形で活用されているか考慮します。 ・ < B >の売上がある場合は、< A >に伴う効果と見なします。< B >の業態における単独ノウハウは審査対象としません。		
⑥フランチャイズチェーンまたはボランティアチェーンに加盟していないこと。 ※ただし、チェーン本部からノウハウ指導を受けていない場合は応募資格があります。		
⑦同一商圏内での営業経歴が3年以上であること。		
⑧当表彰への再応募の場合は、当表彰における農林水産大臣賞の受賞経験がないこと。会長奨励賞受賞の場合は3年以上、その他の賞受賞の場合は5年以上経過していること。		
⑨過去3年間に食品関係法令（食品衛生法・JAS 法・容器包装リサイクル法等）で行政的処分を受けていないこと。また、過去3年間に刑事罰に処せられていないこと。 ※上記違反が判明した場合は、審査経過中又は受賞決定後であっても資格を取り消します。		

>>組合・商店街等共同活動部門応募資格

①運営組織が関係法令に基づき組織化された協同組合又は定款・構成員名簿・収支予算書等を備えているグループ等であること。
②運営組織設立3年以上経過していること。
③運営組織の構成店が5店以上で構成されていること。
④構成店の中に『小売業部門応募資格』に該当する食料品を扱う店舗があること。
⑤運営組織の主要な活動範囲が単一の商店街または同一都道府県（都道府県をまたぐ場合は半径 20km 以内）であること。
⑥当表彰への再応募の場合は、当表彰における農林水産大臣賞の受賞経験がないこと。会長奨励賞受賞の場合は3年以上、その他の賞受賞の場合は5年以上経過していること。
⑦過去3年間に食品関係法令（食品衛生法・JAS 法・容器包装リサイクル法等）で行政的処分を受けていないこと。また、過去3年間に刑事罰に処せられていないこと。 ※上記違反が判明した場合は、審査経過中又は受賞決定後であっても資格を取り消します。

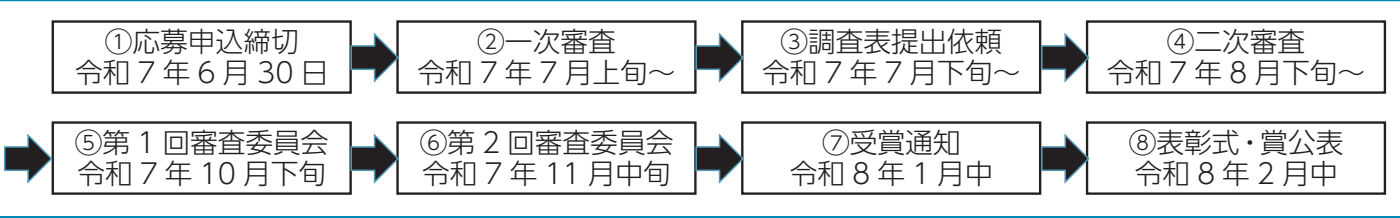
審査方法

- ・応募申込書による一次審査に合格した店舗等には、二次審査書類（調査表）を提出していただきます。
- ・二次審査書類（調査表）を元に書面審査を行い、審査委員会にて選考をします。
- ・必要に応じて現地訪問調査を行う場合があります。

審査の視点

- ・店舗設備の工夫、販売促進の手法、人材教育の取組、コストの削減策などの経営ノウハウを次の基準で審査します。
 1. 業績向上に貢献しているか。
 2. 独創性に富み、仕組みとして確立されているか。
 3. 広く普及できるビジネスモデルであるか。
- ・小売業部門の、小売の複合的な経営形態の場合は、各店舗の関連性、一体性、統合性を考慮します。

スケジュール (予定)



応募方法および問い合わせ先

応募の際は、原則当機構ホームページの優良経営食料品小売店等表彰事業のページにある応募申込書（word 形式）に入力のうえ、募集期間中に下記アドレスあてにお送り下さい。
また裏面の応募申込書に記入して応募する場合もPDF形式に変換のうえお送り下さい。
受信トラブル防止のため事前に電話でのご一報をお願いいたします。

■小売業部門 ・応募申込書（小売業部門） ・写真2種類（店舗正面全景、店内） ・決算書2期分（貸借対照表、損益計算書、販売管理費及び一般管理費内訳、製造原価報告書、損益処分計算書の内、該当するもの）	■組合・商店街等共同活動部門 ・応募申込書（組合商店街等部門） ・写真2種類（商店街、イベント風景等） ・事業計画書及び収支予算書2期分 ・組合等の定款または組合規約 ・構成員名簿
--	---

公益財団法人 食品等流通合理化促進機構 総務部 担当 篠塚
〒101-0032 東京都千代田区岩本町 3-4-5 第1東ビル 6F
TEL 03-5809-2175 FAX 03-5809-2183 e-mail kouriten@ofsi.or.jp

公益財団法人 食品等流通合理化促進機構の紹介

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律に基づき、食品等の流通の合理化を民間サイドから支援する団体として、農林水産大臣の指定を受け、幅広い視野に立って、皆様の食品等の流通に関する取組を支援する各種の事業を推進しています。